

# 第124回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2022年6月21日（火曜日）午前10時

受付開始：午前9時

## 開催場所

静岡県浜松市南区東町1876番地

当社 QAセンター3階講堂

### 新型コロナウイルス感染の拡大防止に関するお願い

新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただくことをお願い申し上げます。

### 議決権行使期限

2022年6月20日（月曜日）午後5時30分まで

## 目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役13名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 退任取締役に慰労金贈呈の件	
第6号議案 役員賞与支給の件	
(添付書類)	
事業報告	11
連結計算書類	26
計算書類	37
監査報告書	45

証券コード 3553  
2022年6月3日

株 主 各 位

静岡県浜松市南区東町1876番地  
**共和レザー株式会社**  
取締役社長 花井 幹 雄

## 第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第124回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、総会当日のご来場を見送られる場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月20日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時  
(受付開始：午前9時)
2. 場 所 静岡県浜松市南区東町1876番地  
当社 QAセンター3階講堂
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項 第124期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
  
決 議 事 項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役13名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 退任取締役に慰労金贈呈の件  
第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyowale.co.jp>) に掲載させていただきます。

### 新型コロナウイルス感染の拡大防止に関するお願い

ご出席される株主の皆様は、開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。  
また、会場において、感染予防のための措置を講じます。ご協力のほどお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <b>株主総会にご出席される場合</b> 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日 時 <b>2022年6月21日（火曜日）</b> <b>午前10時（受付開始：午前9時）</b>	 <b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b> 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。 行使期限 <b>2022年6月20日（月曜日）</b> <b>午後5時30分到着分まで</b>	 <b>インターネットで議決権を行使される場合</b> 次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。 行使期限 <b>2022年6月20日（月曜日）</b> <b>午後5時30分入力完了分まで</b>
---	---	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
○○○○○○○ 御中  
株主総会日 議決権の数 XX股  
XXXXXXXXXX月XX日


議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

賛成  反対  棄権  
 賛成  反対  棄権

見本  
 XXXX-XXXX-XXXX-XXX  
 XXXXX  
 ○○○○○○

→ こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

**第1、2、5、6号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

**第3、4号議案**

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけております。

この考えのもと配当金につきましては、継続的に配当を行うよう努めるとともに、業績および配当性向などを総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金14円 総額337,375,402円といたしたいと存じます。  
これにより、既にお支払している中間配当金(1株につき金14円)を含めました当期の株主配当金は、1株につき金28円 総額680,350,804円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2022年6月22日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役13名選任の件

現任取締役（12名）は、今回の株主総会終結のときをもって全員が任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における現在の地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	はな い みき お 花井 幹 雄 (1961年1月14日生)	取締役社長 監査室 カーボンニュートラル 推進室	1984年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2015年4月 同社常務理事 2016年4月 同社堤工場長 2017年4月 当社常勤顧問 2017年6月 当社取締役副社長 2018年6月 当社取締役社長就任現在に至る	25,000株
2	なか むら なお よし 中村 直 義 (1960年8月26日生)	常務取締役 品質保証本部長 環境管理室 品質保証部	1983年4月 当社入社 2012年2月 当社新城工場長 2014年6月 当社取締役 2020年1月 当社常務取締役就任現在に至る	8,100株
3	あ べ けい ぞう 阿部 恵 造 (1961年6月8日生)	常務取締役 管理本部長 総務人事部 経理部(部長)	1984年4月 当社入社 2012年2月 当社経理部長 2016年6月 当社取締役 2021年6月 当社常務取締役就任現在に至る	8,500株
4	かわ しま りゅう た 河島 竜 太 (1962年10月24日生)	常務取締役 営業本部長 営業企画部(部長) E・R営業部 東京営業所 阪神営業所(所長)	1985年4月 当社入社 2017年4月 当社車両営業部長 2017年6月 当社取締役 2021年6月 当社常務取締役就任現在に至る	6,500株
5	やな がわ だい すけ 柳川 大 介 (1965年4月24日生)	常務取締役 システム管理部 (部長) 調達部	1988年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2017年1月 トヨタダイハツエンジニアリング・アドバンス アクチャリಂಗ株式会社財務役 2020年1月 当社理事 2021年6月 当社常務取締役就任現在に至る	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における現在の地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	※ 竹内 泰憲 (1964年4月10日生)	-	1987年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2016年1月 同社堤工場成形部長 2021年4月 当社理事現在に至る 2022年2月 当社生産本部副本部長、生産管理部兼生産技術部兼BR生技開発部兼天竜第2工場担当 現在に至る	5,000株
7	いながきただひこ 稲垣 忠彦 (1965年8月2日生)	取締役 インダストリー営業部 ブランド企画部 開発部 フィルム技術部 (部長)	1988年4月 当社入社 2016年2月 当社第3技術部長 2019年6月 当社取締役就任現在に至る	4,800株
8	すずきとしあき 鈴木 俊昭 (1964年7月3日生)	取締役 共和興塑膠(廊坊) 有限公司総経理	1987年4月 当社入社 2020年1月 共和興塑膠(廊坊)有限公司 総経理 2021年6月 当社取締役就任現在に至る	1,800株
9	ながたつとむ 永田 努 (1966年11月25日生)	取締役 内装技術部 製生準改革部 (部長)	1989年4月 当社入社 2021年1月 当社第2技術部長 2021年6月 当社取締役就任現在に至る	3,300株
10	※ まつだゆきひさ 松田 行央 (1964年4月22日生)	-	1987年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2019年9月 同社調達プロジェクト推進部 R R-C I 推進室主査 2021年1月 当社理事現在に至る 2021年5月 当社技術統括部長現在に至る 2022年2月 当社技術本部副本部長、デザイン部担当現在に至る	3,000株
11	※ なかむらしゅういち 中村 修一 (1966年2月22日生)	-	1989年4月 当社入社 2015年6月 当社浅羽工場長 2021年6月 当社理事 総務人事部長 現在に至る	3,000株
12	あまのとしき 天野 利紀 (1948年5月25日生)	社外取締役	1971年4月 トヨタ自動車工業株式会社 [現トヨタ自動車株式会社]入社 2004年6月 大豊工業株式会社常務取締役 2005年6月 同社専務取締役 2009年6月 同社取締役副社長 2012年6月 同社顧問 2014年6月 当社社外取締役就任現在に至る	5,100株



候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における現在の地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
13	あら い たみ お 新井民夫 (1947年8月4日生)	社外取締役	1987年7月 東京大学工学部精密機械工学科教授 2011年10月 日本学術会議会員 2012年6月 国立大学法人東京大学名誉教授 現在に至る 2013年8月 技術研究組合 国際廃炉研究開発機構副理事長現在に至る 2016年6月 当社社外取締役就任現在に至る  〔重要な兼職の状況〕 国立大学法人東京大学名誉教授 技術研究組合 国際廃炉研究開発機構 副理事長	3,000株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 天野利紀および新井民夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
4. 天野利紀氏につきましては、大豊工業株式会社等において長年にわたり経営者として活躍され、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、当社の経営戦略に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当社は天野利紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
5. 新井民夫氏につきましては、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたり生産システムの研究者および大学教授としての経験により培われた専門的な知識・経験を有しておられることから、当社の経営戦略に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当社は新井民夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
6. 天野利紀および新井民夫の両氏の当社における社外取締役の就任期間は、本株主総会終結のときをもって天野利紀氏が8年、新井民夫氏が6年となります。
7. 天野利紀および新井民夫の両氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告 3.会社役員に関する事項 (2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役浅香 充氏は、今回の株主総会終結のときをもって辞任されますので、監査役1名の補欠選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	当社における 現在の地位	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
なか じま ひろ き 中 島 宏 樹 (1980年8月16日生)	—	2004年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2022年1月 同社PJT推進・ボデー部品調達部 第1ボデー部品室長現在に至る	なし

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中島宏樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。広い分野において高い見識を有しており、監査機能を発揮していただけることを期待し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
3. 本議案が原案どおり承認された場合には、中島宏樹氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となる予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告 3.会社役員に関する事項(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 退任取締役慰労金贈呈の件

今回の株主総会終結のときをもって任期満了により退任されます専務取締役増田隆昭および藤坂和義の両氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
増田隆昭	2018年6月 当社常務取締役 2019年6月 当社専務取締役就任現在に至る
藤坂和義	2013年6月 当社取締役 2015年6月 当社常務取締役 2019年6月 当社専務取締役就任現在に至る

## 第6号議案 役員賞与支給の件

当期の業績および過去の支給実績等を勘案して、当期末時点の取締役12名に対し総額57,681,000円（うち社外取締役2名分1,500,000円）、同じく監査役3名に対し総額5,811,000円の役員賞与を支給することといたしたいと存じます。

なお、当社は取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

以上

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益は回復傾向にありましたが、年間を通した新型コロナウイルス感染症の影響、半導体供給不足による生産阻害や資源価格上昇による原材料高、輸出コストの高騰などにより、予断を許さない状況で推移しました。

このような状況のもと、当企業グループの連結売上高は、470億7千4百万円と前期（411億8千2百万円）に比べ14.3%の増加となりました。

売上高を用途別にみますと、車両用につきましては、主として当社の主要顧客である自動車メーカーからの受注回復などにより、401億8千1百万円と前期（352億9千4百万円）に比べ13.8%の増加となり、住宅・住設用につきましては、30億6千5百万円と前期（28億3千7百万円）に比べ8.0%増加となり、ファッション・生活資材用につきましては、38億2千7百万円と前期（30億5千万円）に比べ25.5%の増加となりました。

利益面につきましては、売上高の増加による影響が大きく、連結経常利益は22億8千5百万円と前期（19億7百万円）に比べ19.8%の増加となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は16億8千4百万円と前期（14億4千2百万円）に比べ16.8%の増加となりました。

#### (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、27億6千7百万円であります。その内容は、情報の一元化を目的とした基幹システムの開発やLNGボイラーの導入などCO<sub>2</sub>排出削減を目的とした環境関連施設への投資であり、これらの設備投資は自己資金によっております。

### (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、依然として続く世界的な半導体供給不足に加え、ウクライナ情勢や円安の影響による資源価格の更なる高騰などにより、景気の先行きは厳しさを増しております。

当企業グループにおきましても、原材料・燃料価格や輸出に係る物流費の高騰の影響が非常に大きく、収益環境は大幅に悪化しております。このような状況の中、材料や費用などのムダの徹底的排除や今まで以上の負荷変動にも対応できるものづくりにより、収益の確保に努めてまいります。さらにDXによる働き方改革や生産の効率化などにより、競争力を向上してまいります。

また、カーボンニュートラル達成に向け、今後、環境にやさしい商品を開発し、環境に負荷を与えない資源循環型の会社を目指してまいります。加えて、SDGsに取り組み、地域社会との共生を図ってまいります。

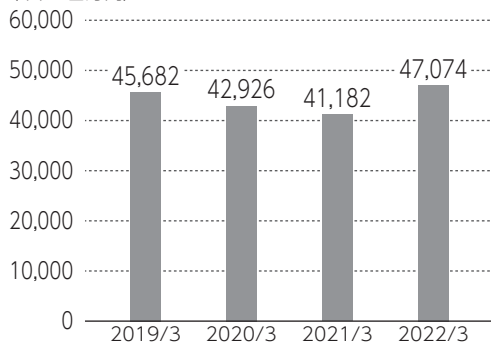
株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 121 期 2019年 3 月期	第 122 期 2020年 3 月期	第 123 期 2021年 3 月期	第 124 期 2022年 3 月期 (当連結会計年度)
売 上 高	45,682 <sup>百万円</sup>	42,926 <sup>百万円</sup>	41,182 <sup>百万円</sup>	47,074 <sup>百万円</sup>
経 常 利 益	2,043 <sup>百万円</sup>	2,199 <sup>百万円</sup>	1,907 <sup>百万円</sup>	2,285 <sup>百万円</sup>
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,498 <sup>百万円</sup>	1,277 <sup>百万円</sup>	1,442 <sup>百万円</sup>	1,684 <sup>百万円</sup>
1 株当たり当期純利益	61円16銭	52円13銭	58円86銭	68円85銭
総 資 産	50,710 <sup>百万円</sup>	49,931 <sup>百万円</sup>	52,642 <sup>百万円</sup>	54,275 <sup>百万円</sup>
純 資 産	32,439 <sup>百万円</sup>	32,448 <sup>百万円</sup>	33,443 <sup>百万円</sup>	34,680 <sup>百万円</sup>

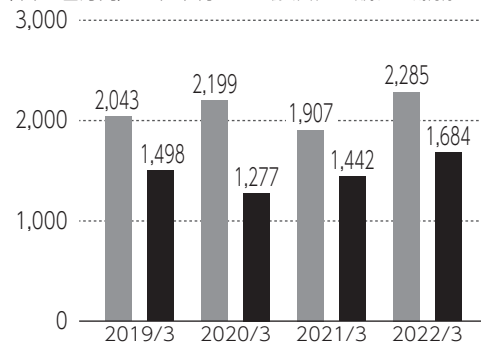
#### 売上高

(単位：百万円)



#### 経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円) ■ 経常利益 ■ 親会社株主に帰属する当期純利益



## (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
共和ライフテクノ株式会社	150 百万円	100.0 %	合成皮革の製造・販売、鋼板・合板用化粧フィルムの製造・販売
共和サポートアンドサービス株式会社	10 百万円	100.0 %	労働者派遣事業、倉庫業、合成皮革製造の付帯業務
共和興塑膠(廊坊)有限公司	8,500 千米ドル	60.0 %	成形複合材・合成皮革などの製造・販売

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

## (6) 主要な事業内容

当企業グループは下記製品の製造、加工ならびに販売を行っております。

用途別	主要製品
車両用	内装用合成皮革、内装用成形複合材、内外装用加飾フィルム
住宅・住設用	鋼板・合板用化粧フィルム
ファッション・生活資材用	家具用合成皮革、靴履物用合成皮革、雑貨用合成皮革

## (7) 主要な営業所および工場

### ① 当社

本社：静岡県浜松市南区東町1876番地

名 称	所 在 地
東 京 営 業 所	東 京 都 港 区
阪 神 営 業 所	兵 庫 県 神 戸 市
天 竜 第 1 工 場	静 岡 県 浜 松 市
天 竜 第 2 工 場	静 岡 県 浜 松 市
新 城 工 場	愛 知 県 新 城 市
浅 羽 工 場	静 岡 県 袋 井 市

### ② 重要な子会社

会 社 名	所 在 地
共 和 ラ イ フ テ ク ノ 株 式 会 社	徳 島 県 鳴 門 市
共 和 サ ポ ー ト ア ン ド サ ー ビ ス 株 式 会 社	静 岡 県 浜 松 市
共 和 興 塑 膠 ( 廊 坊 ) 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 河 北 省 廊 坊 市

## (8) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,416名 (136名)	19名 (52名)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は( )内に外数で記載しております。



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 24,098,243株 (自己株式 401,757株を除く)  
 (3) 株主数 5,329名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
トヨタ自動車株式会社	8,360 <sup>千株</sup>	34.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,625	6.7
豊田通商株式会社	1,554	6.4
林テレンプホールディングス株式会社	1,041	4.3
株式会社りそな銀行	862	3.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	805	3.3
K I S C O 株式会社	765	3.2
共和レザー従業員持株会	326	1.4
三木産業株式会社	302	1.3
長瀬産業株式会社	301	1.2

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
花井 幹雄	※ 取締役社長	監査室、カーボンニュートラル推進室
増田 隆昭	専務取締役	生産本部長
藤坂 和義	専務取締役	技術本部長
中村 直義	常務取締役	品質保証本部長、環境管理室、品質保証部
阿部 恵造	常務取締役	管理本部長、総務人事部、経理部（部長）
河島 竜太	常務取締役	営業本部長、営業企画部（部長）、モビリティ営業部、東京営業所、阪神営業所（所長）
柳川 大介	# 常務取締役	システム管理部（部長）、調達部
稲垣 忠彦	取締役	インダストリー営業部、ブランド企画部、開発部、フィルム技術部（部長）
鈴木 俊昭	# 取締役	共和興塑膠（廊坊）有限公司総経理
永田 努	# 取締役	内装技術部、製生準改革部（部長）
天野 利紀	取締役	—
新井 民夫	取締役	国立大学法人東京大学名誉教授 技術研究組合 国際廃炉研究開発機構 副理事長
礒部 明仁	# 常勤監査役	—
田畑 隆久	監査役	田畑公認会計士事務所 代表 株式会社河合楽器製作所 社外監査役
堀崎 太	# 監査役	豊田通商株式会社 グローバル部品・ロジスティクス本部 COO
浅香 充	# 監査役	トヨタ自動車株式会社 コネクティッド統括部 特命G 主査

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 取締役天野利紀および新井民夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、天野利紀および新井民夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査役田畑隆久、堀崎 太および浅香 充の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、田畑隆久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役田畑隆久氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 印は、2021年6月18日開催の第123回定時株主総会において新たに選任された取締役および監査役であります。
6. 常務取締役前嶋則卓氏は、2021年6月18日開催の第123回定時株主総会終結のときをもって任期満了となり、退任いたしました。
7. 常勤監査役増田陽司、監査役大井祐一および細江英昭の3氏は、2021年6月18日開催の第123回定時株主総会終結のときをもって辞任いたしました。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象とされないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役および監査役であります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化および株主の皆様との価値共有を狙いとしております。他社水準などを考慮の上、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とし、個々の取締役および監査役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

役員報酬は固定報酬のほか、当期の業績への貢献意識を高め功労に報いるために支払う業績連動報酬である役員賞与と、中長期の活動に対する功労に報いることを目的として支払う退職慰労金があります。各報酬は前年の支給実績を基にそれぞれの決定方針に従って算出することを基本とし、具体的な割合については都度決定いたします。また、非金銭報酬は支給せず、社外取締役および社外監査役には、退任慰労金を支給いたしません。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の固定報酬は、1982年8月23日開催の第84回定時株主総会の第5号議案「取締役および監査役の報酬額改訂の件」において、取締役報酬月額15百万円以内、監査役報酬月額3百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名、監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、代表取締役社長花井幹雄に対し各取締役の固定報酬の額および業績連動報酬の配分の決定の権限を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、事前に独立社外取締役に意見聴取する機会を設け、適切な関与・助言を得るなどの措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	190 (7)	106 (6)	57 (1)	26 (-)	13 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	21 (4)	13 (3)	5 (0)	2 (-)	5 (3)
合 計	211	120	63	28	18

(注) 1. 上記には、2021年6月18日開催の第123回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名および監査役2名分を含んでおります。

2. 退職慰労金は、当事業年度において負担すべき役員退職慰労引当金の繰入額です。

3. 監査役支給人数に無報酬の方2名は含めておりません。

4. 業績連動報酬として取締役および監査役に対して賞与を支給しております。持続的な業績向上を適正に動機づけるため、業績連動報酬の額の算定基礎として選定した業績指標は、連結営業利益であります。業績連動報酬は、連結営業利益の対前年増減率に応じて賞与ガイドラインに基づき、支給額を変動させております。

なお、当事業年度を含む連結営業利益は、2022年3月期1,819百万円、2021年3月期1,571百万円であります。

5. 非金銭報酬等は、交付しておりません。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 他の法人等の重要な兼職の状況

地 位	氏 名	兼 職 の 状 況
取 締 役	天 野 利 紀	—
取 締 役	新 井 民 夫	国立大学法人東京大学名誉教授 技術研究組合 国際廃炉研究開発機構 副理事長
監 査 役	田 畑 隆 久	田畑公認会計士事務所 代表 株式会社河合楽器製作所 社外監査役
監 査 役	堀 崎 太	豊田通商株式会社 グローバル部品・ロジスティクス本部 COO
監 査 役	浅 香 充	トヨタ自動車株式会社 コネクティッド統括部 特命G 主査

- (注) 1. 取締役新井民夫氏が名誉教授を兼任している国立大学法人東京大学および副理事長を兼任している技術研究組合 国際廃炉研究開発機構と当社との間には特別の関係はありません。
2. 監査役田畑隆久氏が代表を兼任している田畑公認会計士事務所および社外監査役を兼任している株式会社河合楽器製作所と当社との間には特別の関係はありません。
3. 監査役堀崎 太氏がグローバル部品・ロジスティクス本部COOを兼任する豊田通商株式会社は、当社の大株主であり、主要取引先であります。当社は同社に製品を販売するとともに、同社から原材料を仕入れております。
4. 監査役浅香 充氏の兼職先でありますトヨタ自動車株式会社は、当社の大株主であり、当社は同社に製品を販売しております。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況	
		取締役会	監査役会
取 締 役	天 野 利 紀	全13回中13回	—
取 締 役	新 井 民 夫	全13回中13回	—
監 査 役	田 畑 隆 久	全13回中13回	全14回中14回
監 査 役	堀 崎 太	全11回中11回	全11回中11回
監 査 役	浅 香 充	全11回中10回	全11回中10回

(注) 全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

出席した会議においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ主に経験豊富な経営者の観点などから意見を述べております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における決議または報告事項に対して、天野利紀氏は長年にわたり経営者として培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、必要に応じ意見を述べております。また、筆頭独立社外取締役として役員報酬等の決定に関し、事前に代表取締役社長からの意見聴取に対して適切な関与・助言を行なっております。

新井民夫氏は生産システムの研究者および大学教授としての経験により培われた専門的な知識・経験に基づき、当社の経営戦略に対して必要に応じ意見を述べております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役2名および社外監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	41百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容および報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討および経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は上記体制につき、取締役会において次のとおり決議をしております。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は「経営理念」「行動指針」などを共有し、誠実性と倫理的価値観を徹底して業務を執行する。
- ② 取締役会、経営会議、各機能会議など、組織を横断した会議体による全社的に統制の取れた意思決定および相互牽制を実現する。
- ③ 全社横断的な委員会を通じ業務執行の適正性を確保する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 情報の保存および管理は、情報管理基準を遵守し適切に行う。
- ② 社外に開示する情報は、情報開示基準により重要情報の網羅性および適正性を確保する。
- ③ 取締役の職務執行に関する情報は、文書管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理する。また、取締役および監査役は、必要に応じ情報の記録を閲覧できる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 予算制度、業務決裁基準などにより、資金の流れを中心にして重要案件をチェックする。
- ② 適正な財務報告の確保に取り組みとともに、適時適正な情報開示を行う。
- ③ 「危機管理委員会」を全社のリスク管理の統括組織とし、想定されるリスクの洗出しとリスク回避策の審議、決定を行う。
- ④ 災害（地震・火災など）発生時および情報セキュリティへの対応について、全社危機管理マニュアルの定期的な見直し、整備および実地訓練を実施する。
- ⑤ リスク発生に備え、コスト平準化を考慮した適切な保険付保を行う。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 5本部（管理本部、営業本部、品質保証本部、技術本部、生産本部）による効率的経営を行う。
- ② 本部長（現場の最高責任者）である取締役は、「経営」と「業務執行」の両面から常に状況を把握し現場重視の効率的経営を行う。
- ③ 中期経営計画、年度会社方針などにより意思の統一を図る。
- ④ 必要に応じて社外の専門家からのアドバイスを受け効率的経営を行う。



**(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- ① 職位（資格）別教育などによりコンプライアンス意識の徹底を図る。
- ② 「業務分掌規程」「職務権限規程」により各組織の役割や責任を明確にして業務を執行する。
- ③ 人材育成とともに牽制機能のための人事ローテーションを実施する。
- ④ コンプライアンスに関する相談窓口の周知徹底を図り、法令や定款などに違反する行為の事前防止や情報収集を図る。

**(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① グループ全体で「経営理念」などを共有し、誠実性と倫理的価値観を徹底する。
- ② 兼務役員が、毎月子会社の取締役会などに出席し子会社の業務遂行状況を把握する。
- ③ 国内外のグループ会社との定例的な会議などを通じ、グループ各社の状況を把握・管理する。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の業務補助のため監査役付社員を置く。

**(8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役付社員の人事については、取締役と監査役（監査役会）との事前協議による。

**(9) 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役付社員は、その職務にあたっては監査役の指示のみに従うものとする。

**(10) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役および使用人は、定期的または随時監査役に対し業務報告を行う。

**(11) 取締役および使用人が監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制**

監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格などの懲戒処分や、配置転換などの人事上の措置などいかなる不利益な取扱いも行わない。

**(12) 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生じる費用などを支弁するため、毎期、一定の予算を設定する。

### **(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 常勤監査役は主要な会議に出席し、決裁書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧する。また、必要に応じ取締役または使用人にその説明を求める。
- ② 監査役と代表取締役とは定期的な情報交換の場を通じ、情報の共有化を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行う。

## **6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

内部監査を担当する監査室は、内部統制システムが適切に機能しているか、不正が行われていないか、改善すべき事項はないかなどを、主に社内監査役である常勤監査役が行う開発、生産、品質、作業の安全性、環境保全、防災、コンプライアンス、危機管理、企業情報開示などの業務監査と連携して内部監査を行うとともに、常に有効な監査環境の整備を行っております。

当社および国内外のグループ会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

また、監査役は、監査室、会計監査人と連携を図るとともに、代表取締役との定期ヒヤリング、会議体への参加、重要書類の閲覧などにより取締役の業務執行を監査しております。

## **7. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけております。

この考えのもと配当金につきましては、継続的に配当を行うよう努めるとともに、業績および配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。